

第9回 神奈川県営水道事業審議会 議事録

日時：令和5年10月4日（水）14：30～16：20

場所：神奈川県新庁舎 10F A会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 議題：答申案について
- 3 閉会

出席者（50音順、敬称略）

今井 朋男、宇野 二郎、太田 正、木村 郁子、小泉 明、士野 顕一郎、関澤 充、高橋 晶子、新實 正美、南 真美

【1 開会】

【2 議題：答申案について】

・資料1「各方面からの意見等」、資料2「答申案」及び資料3「報告書案」を事務局から説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。

資料1については、これまでの審議状況等について、各方面からの意見等を御紹介いただいたものです。会長として補足をさせていただきますと、この審議会は独立した会議体として審議・検討する機関であり、これまでの審議・議論についても、公開の場で厳正に進めてきたものです。我々の審議を元に、県企業庁の方で中長期の計画策定や料金改定に向けた業務を行う中で、こういった意見等があり、重要な情報ではありますが、これらの意見等を受けて我々の意見を修正しなければならないということではないということは、大前提として御承知おきいただきたいと思っております。そうした前提のもと、一考に値する意見等については、当然取り上げて議論したいと

思いますので、御発言の際に仰っていただければと思います。

また、資料2及び資料3につきましては、前回の審議内容を踏まえて修正や追記作業をしていただいたものとなっています。今回で実質的に答申、それから報告書としてまとめたいと思っていますので、まずは今回追記された水道料金の部分を中心に御意見を伺って、その後、全体に関して、時間が許す限り御議論いただきたいと思います。

今井委員からお願いします。

(今井委員)

まず、様々な御意見がある中で、適正に資料に反映していただいて、この審議会で議論した内容が織り込まれたものになっていると感じました。記載されている内容について、特に修正を求める部分はないのですが、少し気付いた点だけコメントしたいと思います。

資料2が全般のまとめになっていますが、5ページの「3 改定時期と水道料金表」の「(2) 水道料金表」において、「必要な調整を行うことが望ましい」という記載の「必要な調整」は何を目的としたものなのでしょうか。少し曖昧な記載なのですが、これは使用者にとって、という部分と、企業者にとって、という両面があることなので、あえてこのような記載になっているのかもしれないと考えています。思い返してみますと、今回、用途別から口径別にすることによって影響がとても大きくなる方がいて、そういった方への配慮の仕方をどうするのか、今後、より個別の案件を見ながら詰めていく部分になるかと思うのですが、影響が大きい方への負担のあり方の軽減あるいは影響の度合いを段階的に変えていくといった発想があるということは、この「必要な調整」という表現の中に入っているのか確認したいと感じました。

資料3については、これも大きな話ではないのですが、私の興味としてお伺いしたいことは、37ページに「管工事1mあたり費用」のグラフがあって、口径によって単価が相当違うことは当たり前なのですが、私どもで一般的に行っている工事の単価と比較したときに、若干高い印象を受けましたので、どの程度の口径が平均的なのか、お分かりになれば後でコメントいただけたら、と思います。

(事務局)

口径別で影響を大きく受ける方への配慮については、水道料金部会で御議論いただく中で、影響を受ける方への様々な配慮をしていくべきであるとの御意見をいただいています。そういった議論を踏まえた答申案ですので、趣旨としては含まれていると認識しています。

(事務局)

37 ページの「管工事 1mあたり費用」に関して、若干高めを感じるという御意見をいただきましたが、こちらのグラフにつきましては、年間の予算額を延長で除したものとなっています。口径を問わず、年間の工事費の予算額で計算したものです。

(小泉会長)

続いて宇野委員、お願いします。

(宇野委員)

答申案の4 ページに「(4) 基本料金収入の割合」として、2 段落目で「91%まで基本料金の収入割合を引き上げることが適当である」と書かれているのですが、水道料金算定要領においても、それが適当であるという書き方はしていないと思います。そういう方法もあり得る、といった書き方であって、固定費をすべて基本料金に付加するということは、一方で低廉に水道を供給するという考え方からはふさわしくないという風にも考えられますので、「適当である」という書き方を少し修正した方が良いと思います。例えば「収入割合を引き上げることもあり得る」とかです。「適当である」という書き方が少し強いかと思います。結論としては、91%を基本料金に付加するかどうかを現実問題として考えるわけではないと思いますので、この部分は「適当である」という文言を変えれば良いのではないかという提案です。

社会福祉減免制度は6 ページに記載があって、構成市町との関係でなかなか難しいところがきつとあると思いますので、この書きぶりで良いのですが、「行政的経費」という言葉が若干気にかかっています。「本来、公営企業で負担するべきではない経費」という法令上の文言として「行政的経費」という言葉を使っているのであれば、若干ミスリードするような気がしますので、「独立採算の適用外で料金以外の収入で賄う」といった表現の方が良いかと思います。

(事務局)

基本料金収入割合の表現の部分で少しふさわしくないのではないかという御意見でしたが、今一度確認をさせていただいたうえで、調整をさせていただきたいと思います。

社会福祉減免については、市町との議論をこれからも重ねていかなければいけません。御指摘いただいた行政的経費の部分については、調整をさせていただきたいと思います。

(小泉会長)

続いて木村委員、お願いします。

(木村委員)

私は皆さんの意見がたくさん出ている段階で参加したことから、意見と言える程のものはないのですけれども、県営水道料金の値上げ案という新聞報道などを見ますと、やはりかなりの反応・反響があったのだと思います。料金体系の見直しとして、これまで家事や業務といった用途ごとに分かれていたものが、水道管の口径別になるというところがよく分かっていないので、教えていただきたいと思います。

(事務局)

今回の資料3、報告書案の19ページをお開きください。

上段からやや下、「ア 業務用に依存した料金体系」という記載の部分です。県営水道の現在の用途別の料金体系は、家庭用である「家事用」と、店舗・工場・病院等の「業務用」に大きく区分し、それぞれの用途における負担能力の違いに着目して、家事用の、いわゆる生活用水は低廉に、業務用などの産業用水で料金収入を支えるという社会政策的な配慮に基づいた料金体系を昭和40年以降、採用してきました。そういった中で、現在の家事用・業務用の料金は、下の表にあるとおり、1 m³の水を送るための原価147円に対して、家事用の平均単価は1 m³あたり139円と原価を下回っている状況です。業務用の平均単価は1 m³あたり312円と給水原価を大きく上回っていて、これによって不足分を補完するような構造となっているわけですが、業務用の水量が時代の変化とともにかなり落ち込んできている関係で、今まで想定していたこういった構造が崩れてきてしまっているという状況があります。

次の20ページを御覧ください。昭和40年度は業務用と家事用の割合が半々でしたが、現在は家事用が8割を超え、業務用が2割を切っている状況です。用途別水道料金収入の比較として平成18年と令和3年を比較していますが、表にもあるとおり、業務用の落ち込みがかなり大きくなってきています。業務用が家事用を支える構造が限界を迎えているといった前提があり、これからは用途に着目するのではなく、水道管の大きさ、口径によってお客様が受けられる水道供給サービスに着目して、口径に応じた料金を適正にいただくという考え方に転換をしてはどうかということで議論を進めていただいていたところ です。

(小泉会長)

全国的にも、料金体系は口径別が変わっています。口径が大きい蛇口をつければ、

水の量も多く出るので、それに対応できるだけの水道施設を整備する必要があるわけです。そういう意味では、理屈としては口径別にした方が料金関係の説明がつきやすいという流れで、口径別に移行しているところが多いかと思えます。

今回、県営水道では、料金水準の変更と、用途別から口径別への移行を同時に行うという形で検討を進めているので、なかなか理解するのも大変だと思いますが、理屈がつく料金体系にしていこうということだと思います。詳しい説明は、また後程、伺ってみてはどうかと思えます。

続いて土野委員、お願いします。

(土野委員)

答申書については、私は特に気になるところはないので、このままでよろしいかと思っていました。他の委員からの御指摘を「なるほど」と思いながら聞いていたところでした。

少し気になったのは報告書の方で、たとえば 39 ページで水道料金の改定率について説明がありますが、表の中で『企業債充当率 「年 1 % 減少で算定」』と書いてあります。しかしその 4 ページ前の 35 ページでは、企業債充当率の考え方についてパターン A・B・C という表現で説明がされています。この記載内容と、39 ページの内容を見比べると、おそらくパターン B を採用したのだらうと思うわけですが大変わかりにくい。お願いしたいのは、この 1 冊を通して、表現を整理していただきたいということです。分かりやすさの観点から表現を整理していただけるとありがたいと思えました。

関連する話で、水需要の前提となっている給水人口についても、前段では長期的な人口見通しとして高位・中位・低位のグラフが示されていますが、最終的な改定率の算定にあたって、どういう前提で需要を想定したのか明確には表現されていないように感じられます。このあたりは、今回の料金のシミュレーションの前提がどのようなものなのか、はっきり分かるような記載の仕方をしていただければと思います。前回も申し上げましたし、今回の資料 1 を拝見してもそうですが、やはり 25% というインパクトは大きいと思います。こういう考え方でやるとどうしてもこの 25% になってしまう、ということが、できるだけストレートに伝わるような報告書にさせていただくとありがたいと思います。

(小泉会長)

そのとおりだと思います。修正していきたいと思います。

続いて関澤委員、お願いします。

(関澤委員)

様々な現状と課題がうまく整理されて、かなり分かりやすくなっていると思います。私自身は水道使用者の1人としてこの審議会に出させていただいているので、そういった観点からこの答申案を拝見すると、「水道事業をマネジメントする側からすればこういった形になるのだろう」と思います。

しかし、水道使用者の視点についてどうかと言うと、3ページの水道料金のあり方など、随所に、今までの審議会あるいは水道料金部会における議論を踏まえた表現がされていて、たとえば「生活用水への配慮」という表現や、「逡増制の見直し」において、水道の使用者、特に経済的に困っている方々への配慮が読み取れる部分があるのですが、この文章だけを読むと、最初に申し上げたとおり、水道事業をどうマネジメントしていくかという視点が中心になっているように読めます。先ほど土野委員からお話があったかと思いますが、この審議会では、今まで料金のパターンをいくつか出して、こういう案をとるとものすごく影響が大きくなるから、できるだけ下げて一時的な負担を軽減するような形で段階的にやっていこうといった議論がされてきたわけで、そういうことを、もう少し「水道の使用者に配慮した」という文言の中に入れてもらいたいというのが、私の意見です。文章としてはすごく分かりやすく、さらっと読めてしまうのですが、この答申案をそのまま読むと、それは供給者側の論理だと受け取られてしまうのではないかと思います。

審議会あるいは部会で審議がされて、経済的に困っている方に対してどう配慮していくのかについては結構議論されてきたと思うので、全部が全部とは申し上げませんが、入れていただけると良いかと思います。

それから、細かい話で恐縮なのですが、4ページの(4)、3行目の「固定的な経費が十分に確保できなくなる恐れがある」という記載は、「固定費を賄う財源が十分に確保できなくなる」、あるいは「固定費を賄う原資が十分に確保できなくなっていく」といったことではないかと思います。

(事務局)

これまでも審議会においては、様々なお客様を念頭に置いた議論をいただいていたかと思いますが、そういった議論がされてきたということ、どれだけ答申に盛り込めるかについては、調整をさせていただきたいと思います。

基本料金収入割合の部分については、正しく表現すると、「固定的な経費が十分に確保できなく」ではなく、「固定的な経費を賄う財源」あるいは「原資」が、ということになるかというところで、併せて調整させていただきます。

(小泉会長)

続いて高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

前回の議論等も踏まえて答申案と報告書案をまとめていただき、ありがとうございました。内容確認をさせていただいて、大筋は各委員からのコメント等を適切に反映しているかと思いましたが、少し細かな点で2点お伝えします。

まず1点目が、答申案の5ページに「3 改定時期と水道料金表」として、(1)で改定時期、(2)で水道料金表を提示いただいているのですが、(2)の水道料金表の位置関係について、答申案を通しで読んでみると違和感があります。文章的な違和感として、「前項までの検討結果を踏まえ、具体的な水道料金表を下記のとおり示す」とありますが、あくまでも答申の中では「(案)」という扱いになるかと思しますので、この「具体的な水道料金表を示す」という文章だと、すでに決まってしまうような印象を与えるのではないかと懸念を抱きました。あくまでもこの審議会の中で、様々な要素とか、どうやったら安心安全な水の提供と持続可能な事業体の運営というものを両立できるか、なおかつ、次期中期計画の中で投資需要がすごく増えていく中で、どう乗り越えていけるか、そのための必要なものを考えたらこうなったということを示すのがこの部分かと思しますので、すごく簡単な修正であれば、「水道料金表(案)を下記に示す」といった文章でも良いかと思えます。全部読めば誤解はないと思いつつも、パッと見たときに、すでに決まっているかのような印象を与える表現は避けていただいた方が良いと思いました。

また、記載場所についても違和感があって、もし修正の余地があるのであれば、の話ですが、この3(2)で水道料金表が出てくることに唐突感を感じていて、前ページである4ページの2(2)で改定率の話をしていますので、ここで示す料金表は、色々と考えて必要な改定率を概ね25%の水準としたらこうなりますということをお示しする表だと思いますので、この話の流れで示した方が良いのではないかと感じました。もし可能であれば御検討いただければと思います。それがまず1点目です。

2つ目のコメントは報告書案になりますけれども、48ページ「おわりに」の下から2行目、最終的な総括の部分で「本審議会による答申の趣旨を踏まえ、神奈川県営水道が事業計画を策定することで、持続可能な経営水道の実現につながることを期待する」とありますが、事業計画を策定すると持続可能な県営水道の実現になるというのは、少し文章として飛躍があると思いましたので、もう少し丁寧に説明する必要があると思います。もちろんこの答申の内容の趣旨を踏まえて、適正な事業計画を立てていくことは必要ですが、事業計画を立てて、常に経営努力をしながら、それを運営し

ていくことが求められます。当然ながら、きちんとP D C Aを回して、その事業体としての経営の改善を不断の努力で図っていくことによって、住民に対するサービスとして水道の安定的な供給、安全安心な水の供給というところになりますし、事業体としてもきちんと長期的な目線で健全性を確保していくという両面に目配せしながら、持続可能な県営制度の実現に繋がることを期待する。そのような趣旨の文章になると良いかと思います。文章自体はお任せしますが、もう少し説明を加筆してはどうかと思った次第です。

(事務局)

料金表の部分について、5ページには「(案)」と書いてあるものの、細かく見ていかないと分からない部分もあり、もう少し分かりやすく説明をした方が良いのではないかとこのところ、調整させていただきたいと思います。記載場所の件につきましても、財政収支見通しから始まりまして改定率、定期的な見直し、それから改定時期、料金表という流れになっておりますけれども、もう少し流れとして分かりやすくできないかというところ、こちらも調整させていただきたいと思います。

それから報告書の結びの部分、もう少し言葉を足していくことについても調整をさせていただきたいと思います。

(小泉会長)

続いて新實委員、お願いします。

(新實委員)

まず答申案ですが、3ページの青字で、「用途区分の境目があいまいになっている」と表現されている部分について、もう少し「生活スタイルが変わってきた」とか、「多様化した」とか、あるいは「労働環境、働き方も多様化した」といった形で説明を補ったうえで、だから用途区分の境目が曖昧になったという説明にさせていただいた方が、より分かりやすいのではないかと思います。

また、5ページの2行目で「長期間改定が実施されなかった」と書いてありますが、改定されなかった理由が何なのか、一生懸命に企業努力をした結果なのか、説明を追記した方が良いのではないかと感じました。今のままでは、本当に何もしなかった結果としてこうなった、という誤解が生じるような表現かもしれないので、少し説明を足した方が良いと思いました。

6ページでは「議論を開始することが望ましい」とありますが、県民が読んだときに肩透かし感があって、今まで議論してなかったのか、という感じになってしまうの

で、「課題を共有する」とか、違う表現にした方が、県民には伝わりやすいです。

報告書案については、私も公募委員として参加させていただいていて、47 ページの上部で「水道使用者の理解が得られるよう丁寧な対応を行うことが適当である」とある部分は、「適当」より「必要」という形で、もう少し積極的な表現をしていただけたらありがたいです。「LINE で直接お届けします」という画像は、広報紙「さがみの水」も直接お届けされていますので、LINE については「迅速に」といった表現を追加するなど、少し表現を変えた方が、より使用者に伝える工夫をしていると感じてもらえるのではないかと思います。

(事務局)

「境目があいまいに」という記載について、確かに店舗を兼用した住宅をはじめ、色々な住居形態があり、テレワークの普及もかなり進んでいます。表現の工夫について調整させていただきたいと思います。

長期的に改定してこなかった理由につきましては、過去の各計画期間で資金残高の検証等は当然やっていたわけですが、経営努力で飲み込める範囲についてはできるだけ飲み込んでいこうという姿勢で臨んできたところではあります。そういった部分をもし盛り込めるようであれば、というところで、調整させていただきたいと思います。

それから報告書案の文末表現として「適当である」というよりは「必要である」という表現が良いとの御意見をいただきました。今回、報告書等をまとめるにあたっては、全体的な表現の統一というものを図ってきており、1 つには「望ましい」という表現、それから「適当である」という表現、基本的には大きくこの2 つの表現を使ってきていますが、こちらの表現に工夫の余地がないか、調整させていただきます。

LINE に関する御意見についても、調整事項とさせていただきます。

(小泉会長)

続いて南委員、お願いします。

(南委員)

資料2の答申案について、特に意見はありません。ただ、今後のことになると思うのですが、資料1「各方面からの意見等」に、水道料金改定については改定前の周知が大切であるといった内容があったかと思います。答申案の5ページの3では「2024年度中の早い時期に」となっていて、もう間もなくですので、早めの周知をしていただいて、少なくとも水道利用者が値上げした後に料金表の金額を見て「何でこんなに上がっているのか」とならないように、早めの周知をお願いしたいと思いま

す。

資料3の報告書案については、前回お願いしたLINEの御案内をありがとうございました。おそらく紙媒体で情報を得ることが少なくなっていると思いますので、LINEの普及の方、努めていただきたいと思います。

(事務局)

今、委員から資料1について触れていただきました。市町からも、やはり十分な周知をお願いしたいといった声もいただいておりますので、できるだけ早め早めに情報を出して行って、御理解いただけるように努めて参りたいと思います。

LINEにつきまして、御意見を踏まえて整理させていただきました。今後紙が減っていくということでそのとおりかと思えます。色々な媒体を使って周知・PRをしていきたいと思っています。

(小泉会長)

続いて太田委員、お願いします。

(太田委員)

色々と貴重な御意見、御指摘いただきありがとうございました。

私からは、いただいた御意見、御指摘の一部に対する私の理解をお話しさせていただくとともに、資料1で各方面から御意見をいただいておりますので、これについては会長が先ほどおっしゃったように、これ自体をいわゆる議題として議論するというものではありませんが、こうした御意見があることを踏まえつつ、どう対応するかについては考えていく必要があるという点から、若干コメントを交えさせていただきたいと思えます。

まず、私は答申及び報告書については基本的にこれで了解をしております。いただいた御意見に対応する私なりの見解ですが、特に4ページの2段落目(4)の基本料金収入の割合というところの2段落目の文章で、「適当である」という、要するに91%まで収入割合を引き上げることが適当であるという書きぶりが少し行き過ぎていないかという御指摘がありました。確かにこの記載だけを見るとそうなのですが、ここで言っているのは、「二部料金制の趣旨に基づ」くものであって、つまり理論的な意味なのです。だから、二部料金制という理論上の趣旨から言えば、固定費はすべて準備料金・基本料金で徴収するという建て付けで、しかしそれは理論どおりにはいかないということが後段に記載されているわけですから、そこで誤解があるということであれば、「二部料金制の趣旨に基づくならば」とか、あくまでもこれは理論的な説明だと

ということが分かるようにしておけばいいのではないかと思います。

それから 6 ページの「行政的経費」という表現ですけれど、これは法律用語です。地方公営企業法第 17 条の 2 に、1 号経費、2 号経費が書かれておまして、いわゆる独立採算制の対象外経費ということです。そうした経費は独立採算制の対象として料金を徴収しては駄目だということになっているわけです。そのうちの 1 つが 1 号該当経費である行政的経費であって、本来は一般行政が担当すべき業務を水道事業が代替しているから、そのためにかかる経費は一般行政が負担すべきだという考え方です。もう 1 つは、2 号該当経費である不採算経費で、独立採算制をいくら採っても、独立採算によって収支が確保できないような経費があります。たとえば過疎地域での事業であるとか、いわゆる高料金対策ということで、どうがんばっても、よほど高額な料金を設定しない限りは回収できないような事業環境にある場合の経費などが、實際上、国庫補助制度の対象範囲に入っています。

実態として 2 種類、行政的経費と不採算経費がありますが、ここでは行政的経費が該当します。要するに一般会計が負担すべきとされている行政的経費というものは、法律の趣旨に則って考えて良いということです。ただ「市町の一般会計」と明示するかどうかについては、諸事情があるでしょうから決めつけないで、今後、御議論いただくという形でまとめられていると理解しています。

各方面からの意見を見ると、ごもっともな御意見が多く、どう答えたらいいか難しいのですが、特に多くの方々に関心を持たれている福祉減免なり、生活困窮者等の低所得者に対する対応をどうするのかということがあるかと思います。これについてはたとえば、生活困窮者の関係については、このスライド 17 で参考となる内容として生活困窮者に対する質疑というところでかなり詳しく触れられています。これは具体的に困窮者に対する支援制度があって、そこにおいて水道事業もそうした支援制度に関わる責任を持っているという趣旨・運用の実際があって、そうしたものに応えていく旨が書かれています。これは答申本体の料金改定に関わることは若干ニュアンスや意味合いが違いますが、関心として、料金を上げるならばそれに伴って、低所得者なり、生活困窮者に対して配慮すべきではないのかという御意見に繋がっていく問題なので、答申の本体で触れることはふさわしくないのですが、別途それに対する追記など何か補足説明的な形で触れることも考えられたらどうかと思います。こうした困窮者の方々とか低所得者の方々に対して、一切配慮していないということを言っているわけではなく、そういうことに対しては前向きにやっていますが、そのことと、この料金改定の話とはまた少し意味合いが違いますので、区分けした上で、そうしたことに対して、努力し具体的な取り組みを進めていきますという何かの形で追記されたらどうかと思いました。

あともう1点は、福祉減免で、特に市町の方からは、市町の一般会計負担ということだと、これは行政的経費に該当しますけれども、いかがなものかとの御指摘をたくさんいただいているわけです。市町の立場からすると、ごもっともな指摘ということでもあるかと思います。これについては、根幹の問題として、水道事業は誰がその実施主体となってやるべきなのかという、そもそもの制度のところの議論なり認識がずれていると、かみ合わずに言いっ放しになってしまいます。法律の体系上の建て付けでは、本来は市町村事務ということで、要するに、基礎的自治体が水道事業を営営することになっているわけです。それが、諸事情を踏まえたうえで、県が、市町村事務が基本である水道事業を代わりに進めてきたという歴史的な経緯があって、いつの間にかその状態が固定化されてしまって、水道事業は県がやって当たり前だといった認識になっているようなのですけれども、そこの認識の違いは、何らかの形で是非ほぐしていただきたいと思います。

「それは県の話でしょう」というところですべて終わってしまってなかなか次に繋がらないので、何らかの形で相互の理解を深めていただきたいと要望します。

(小泉会長)

どうもありがとうございました。

ただいま、太田副会長並びに委員の皆さまから、大変貴重な御意見をいただきました。概ね追記部分について御意見が出揃ったかと思います。これで前回と併せて、答申のひと通りは確認したことになるかと思います。案や報告書の全体を通して御意見をちょうだいしたいと思います。先ほどの料金部分についても、他の御意見を踏まえて、追加の御意見がありましたらぜひ御発言いただければと思います。

御自由に御発言いただく形にしたいと思います。いかがでしょうか。

(小泉会長)

今まで9回にわたって議論を進めてきまして、また、水道料金部会でもしっかりとした議論を進めていただき、本当にありがとうございました。内容的には、充実したものができあがってきたと私は思っています。ただ、これを実際に、具体的に行っていくことが本当に大変なことで、これから大きな山場だと思います。

いろいろな御意見も各方面から出ておりますし、それぞれの立場によって様々な考え方、御意見があろうかと思っておりますので、その辺を調整していくのが、本当にこれから大変な正念場だと、このように感じております。

先ほどから御意見を伺って思うことは、やはり我々がずっと水道に携わっていて、ある種、常識的に「当たり前」になっていることを、文字にする際には少し丁寧に書

かないといけないということです。この審議会でも、これまで議論を進めてきているので、我々の中では「こういうことだ」と決まっているのですけれども、それを第三者が読んだときに、どのように理解していただけるのか。丁寧に考えたうえでまとめていきたいと思います。そのあたりのことが課題として若干残されているように思いますが、大筋はできあがったと思います。

ただ、用途別から口径別に移行して、さらに料金を平均で25%も上げないとやっていけないという状況なので、そのあたりのところを、これからどのようにうまく着陸していくのか。バルーンは上がったけれども、それをちゃんと止めていくというのが大事ですし、なかなか大変な作業が待っているなという思いがあります。料金値上げというものは、何年もやらないとその手法すら分からなくなってしまうということもあるので、3年から5年で見直していくというやり方は大事だと思います。

今回、更新率1%で100年かけて水道管を更新していくという考え方に基づいて料金の設定を考えているわけですが、それを、100年では遅いから80年にするということになれば、それは料金をもっと上げないといけません。それでも県民の皆さんがそれを望むのであればやるべきだと思いますし、逆に120年あるいは150年での更新でいいから料金が安い方がいいという意見もあると思います。

しかし、私は技術者として、そのようなことは決してやってはいけないと思っています。関東大震災から今年はちょうど100年となりますが、確率論的に、地震はもういつ起こってもおかしくありません。そういう意味で早く耐震化を進めるべきだし、100年での更新というよりは、もっと早く耐震化を進めた方がより被害は少ないし、いざというときに復旧も早いと思うので、それはやるべきだと思います。そう言いつつも、しっかりとやるには料金を上げないといけない。この正論と、料金は安い方がいいという意見との調整をどのようにすり合わせていくのかが、非常に大事なポイントになっていくと考えています。

私は神奈川生まれの神奈川育ちであり、神奈川の水道にはしっかりとしてほしい、100年先も持続して立派な水道であってほしいと心から願っています。そういう意味で、今回の答申と報告書が次世代に繋がるものであってほしいと、心から願っている次第です。委員の皆さんには、本当に色々と貴重な御意見をいただいて、ありがとうございました。御発言いただける機会も残りそう多くはありませんが、何か御意見ある委員はいらっしゃいますでしょうか。

関澤委員、お願いします。

(関澤委員)

この審議会に出席させていただいて、県営水道の現状を色々と教えていただいたの

ですが、私自身は県の水道を使わせていただいている、この審議会で教えていただくまでは、県の企業庁がやっているのだから、水道事業は税金でやっているのだろうという認識でした。多くの水道使用者の方がどう思っているか知りませんが、私自身はそうでした。独立採算でやっていると思っていなかった。

報告書の47ページに「分かりやすい広報」とあって、なかなかこれも難しい課題だと思うのですが、私と似たような方はいらっしゃると思います。そういった方からも理解をいただかないと、事業者側が値上げの必要性を訴えている一方で、使用者側は値上げをしてほしくないということで、お互いにすれ違ってしまいうところもあると思うので、「分かりやすい広報」ということでは、かなり目線を下げていただく必要があると思います。会長もおっしゃっていましたが、プロの方は普段、業務で携わっているから、目線がおのずと高くなっています。でも私のような一般の使用者の中には、プロじゃないために、税金でやっているのだから値上げしなくてもいいのではないかといった認識で両者の間にはかなりのギャップがある場合も考えられます。ですので、視点を落として、分かりやすい広報に努めていただけるとありがたいと思います。

(小泉会長)

県民がどのように考えているのかは、関澤委員のおっしゃるとおりだと思います。広報に対して、興味があればしっかりと読みますが、多くの方は流し読みで終わってしまうでしょう。私がよく言うのは、水道料金は2か月に1度、通帳に印字されますから、下水道料金と合わせて4倍の金額という感覚になります。銀行に印字してもらうのに手数料がかかるので、2か月に1回という検針の頻度に合わせて請求も2か月に1度にしました。下水道も普及したので、上下水道料金として通帳に1行で印字すると、上下水道でそれぞれ2か月分となり、感覚としては4倍なのですが、通帳へ印字される額は電気代やガス代と同じくらいの金額になります。そのため、水道料金が高いという印象を今まで与えてきたという一面もあると思います。水道界で、できるだけコストを抑えるためにがんばってきた結果が、銀行で預金通帳に印字される数値としては4倍の数値を示すこととなってしまっているのではないのでしょうか。上下水道でなるべくコストがかからないようにしてきた結果、高いような印象になってしまっている気がします。

テレビコマーシャルで多額の費用をかけている事業もありますが、水道は、いわゆるゴールデンタイムには一切放映していません。水道も、広報にもう少し力を入れる必要があるのではないかと思います。そうしないと、県民の理解が得られず、理解が得られなければ、いくら良いことをしても報われないと思います。漏水時に泥と水に

まみれながら工事をしている姿を放映したらどうかと、私は前々から思っています。そのような人たちが夜間のうちに直しきっているから、翌日の日中まで断水が続くことがないわけです。そのような人たちのがんばりが知られていないことが本当に残念です。

水道も LINE 等の情報をうまく使いながら、県民に知ってもらうようにアクティブにやっていく時代がきたのではないかと思っています。今まで、紳士的かついぶし銀のような、縁の下の力持ちとして目に見えない努力をしてきた結果が今日に至っていると思っていますが、本来であれば、もっと前に値上げをすべきであったと思います。今回もギリギリになって改定という形になったことで、率としては 25%となるわけです。がんばって耐え忍んできた結果が、逆に 25%になってしまったわけです。

今回の改定は社会的影響がかなり大きいと思いますが、ガソリン代も上がっている状況の中で、このままやっていったら普通の企業であれば潰れてしまうわけですから、やはりしっかりと料金改定をしていかなければならないと思います。

土野委員、お願いします。

(土野委員)

2つありまして、1つ目は、答申の中に3年から5年の周期で見直しをしていくと書いてあります。年3%の物価上昇が3年連続すると、3年後には、約1割上がっていることとなります。25%という数字が大きすぎるということで、細かく刻んで見直しをするのであれば、3年目には検討し直さないと、また大きく値上げしないと追いつかなくなってしまうと思います。日本は20年ほど物価も金利も上がらない時代が続きましたが、状況が変わりつつあるような感じがしますので、今までよりも間隔を狭めて検証を進めていただきたいと思います。

もう1つは、審議会の前半で話題になっていましたが、水道を支える技術者がこれから不足していくという懸念が示されていたと思います。水道業界で働く人を確保するためにも値上げは大事だと思いますし、広報するときに、今までは水道事業にフォーカスしていたと思いますが、水道関係で働いている人にフォーカスして広報することも必要であるように思います。水道関係で働いていることを誇りに思っただけのような環境を、水道事業者として作っていくような広報のあり方も今後は考えられるのではないかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございます。そういう考えがどんどん増えてくると良いと思います。

(今井委員)

おそらくこうした議論は最後になるかと思しますので、少しコメントさせていただきたいと思います。

ただ今の担い手の話は、ガス事業も含む土木業界全体と言った方が良いのかもしれませんが。担い手確保というのは非常に重要で、新しい担い手も重要ですが、今担っているメンバーにも、いかにこの事業が意味のあることなのかを伝え、認識してもらうことも、事業者にとって非常に大切だと考えており、そこは心がけているところです。

話は変わるのですが、水道管について給水管は必要な人が引くということでその工事費は引く人が支払っていますが、ガス管の場合は公道から宅地内に引き込む際の道路部分はガス業者が費用を負担しています（敷地内はお客さまが御負担）。今回、口径で水道料金が変わるということになりますと、土地を買うときに口径の選択などのタイミングを見失わないようにする必要があります。情報発信のあり方の話ですが、広報を早めに行うのは、既存のお客様だけではなく、新規のお客様に対しても重要であると感じました。

（小泉会長）

口径別には、大きな工場とかで地下水を使っていて、井戸の水が枯れた時だけ水道を使うからと、口径は100mmや150mmとしている事業者がいたときに、使いたい時にだけ一気に使うという使い方がおかしいのではないかという基本的なところがあって、それだけの大きさの口径をそこまで持っていくということは、それなりの施設整備に投資しないといけないわけですから、一時的に使う時だけ使われたのでは、水道の方はたまったものではないことになります。そういった若干イレギュラーとも言えるような使い方は、これからは駄目だというような視点でも、口径別にすることは、私は大事だと思っているのです。

ただ、たとえば避暑地に別荘を建てて夏だけ住んでいて、冬の時期はそちらには行かないという人が、ずっと1年中使っている人と同じ料金でいいのかという問題もあります。水道の公平性、応分な投資に対して応分のお金をいただくという、これが口径別料金制度の基本だと思っています。それを、料金水準と合わせてダブルで改定するわけですので、これから実行するのは本当に大変だと思いますが、どこかでやらないといけないことだと思います。ぜひ、事務局の皆さんにはがんばっていただいて、お願いしたいと思います。

（事務局）

先ほど会長から御発言のあった、今は地下水を使っていてそれほど水道水を使って

いないけれど、基本料金でメーターをつけておいてくれるのなら、それに越したことはないという形でお使いになっている方、こういった方にも応分の負担をしていただくということの中では、あらかじめ私どもの方で、今の使用量に対して口径が非常に大きい方については、お知らせをしていきながら、負担をしてでもバックアップとしての機能を有しておくのか、もしくはもうそれだけの口径は不要ということでメーター口径を下げていただくのか。そういった検討をいただくためにも、周知期間を十分に取るとともに、併せてメーター口径の変更の申込みも視野に入れ、事前に給水装置の構造に関する基準等の改正も検討しながら備えていきたいと考えています。

【3 閉会】

(小泉会長)

その他の委員で、御発言はありますでしょうか。

どうもありがとうございます。では皆様からの貴重なご意見をいただいて、議論を尽くしたと思いますので、本日の審議は以上とさせていただきます。

細かい部分については中間取りまとめの時と同様に会長預かりとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

私と、それから副会長であり、水道料金部会の部会長である太田委員、そして事務局とで調整させていただきます。

本日はこれにて閉会といたします。